

第511回（定例）福崎町議会会議録

令和5年9月12日（火）
午前9時30分開議

○令和5年9月12日、第511回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 13名

1番	石川 治	8番	小林 博
2番	竹本 繁夫	9番	河嶋 重一郎
3番	牛尾 雅一	10番	松岡 秀人
4番	大塚 記美代	11番	城谷 英之
5番	吉高 平記	13番	三輪 一朝
6番	植岡 茂和	14番	前川 裕量
7番	宇崎 壽幸		

○欠席議員 1名

12番 富田 昭市

○事務局より出席した職員

事務局 長 三木 雅人 主 査 吉田 卓

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎 吉晴	副 町 長	近藤 博之
教 育 長	高橋 渉	公 営 企 業 管 理 者	福永 聡
技 監	宇都 善和	会 計 管 理 者	尾崎 俊也
町 参 事 兼 住 民 生 活 課 長	谷岡 周和	総 務 課 長	岩木 秀人
企 画 財 政 課 長	蔭谷 秀樹	税 務 課 長	松田 清彦
地 域 振 興 課 長	成田 邦造	ほけん年金課長	西村 由紀子
福 祉 課 長	小幡 伸一	農 林 振 興 課 長	吉田 利彦
ま ち づ く り 課 長	山下 勝功	上 下 水 道 課 長	橋本 繁樹
学 校 教 育 課 長	大塚 謙一	社 会 教 育 課 長	木ノ本 雅佳

代 表 監 査 委 員 鳥岡 照義

○議事日程

- 第 1 閉会中の継続調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 特別委員会の設置
- 第 5 委員会付託

○本日の会議に付した事件

- 第 1 閉会中の継続調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 特別委員会の設置
- 第 5 委員会付託

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は13名でございます。
定足数に達しております。
なお、本日の会議に、富田議員から欠席届が出ておりますので報告しておきます。

日程第1 閉会中の継続調査報告

議 長 それでは、これより本日の日程に入ります。
日程第1は、閉会中の継続調査報告であります。
各委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
総務文教常任委員会、吉高委員長。

吉高総務文教 皆さん、おはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会から、議会閉会中の継続調査について報告いたします。
委員会は、去る7月18日及び8月22日の2回開きました。委員会では、所管の担当課からの報告を受け、委員会として所管事務の調査を行いました。調査の結果につきましては、配付されております委員会調査報告書のとおりですので、特筆すべき部分を補足いたします。

7月18日です。

企画財政課から、第6次総合計画策定についてアンケート調査や、総合計画審議会、まちづくり委員会、策定委員会、ワーキンググループを実施し、それぞれの所管事項に応じた内容の検討を行ったと報告がありました。委員から、アンケート調査で、前回と比べて大きく変わったところがあれば教えてほしいとの質疑があり、今回から子どもを対象にしたことで、大人では考えつかなかったような面白い回答があり、今後の福崎町を見据えていくための貴重な意見が集約できたという答弁がありました。

税務課からは、令和5年度の徴収計画について報告がありました。委員から相続放棄の場合の固定資産税等について、農林振興課と協議をしているのかとの質疑がありました。それに対して、あくまでも登記上の名義人が所有者となるため、農林振興課とは調整がないとの答弁がありました。

8月22日です。

総務課から7月28日に中播磨県民センター長、県民センターの幹部職員を迎え、福崎町からは尾崎町長をはじめ関係する町幹部職員が出席し、意見交換を行ったと報告がありました。委員から土木事務所からの回答に毎年締結している協定の適用を拡大という文言があるが、この協定のどの部分をどう適用を拡大するのかという質疑がありました。副町長から、毎年締結している協定というのは、市川及び七種川の河川内の草の除去を県と町と2分の1の負担でしている河川美化事業のことです。そして、適用拡大とは、草のほかに雑木なども入れて検討が可能と県から提案があったこととの答弁がありました。

教育委員会から報告があった幼児園での園児のけがについては、複数の委員から委員会への報告が遅過ぎること、報告する案件の基準を明確にすべき等の質疑

がありました。教育委員長の回答として、基準を明確にして、重要案件は遅延なく報告するように改善するとのことでした。その後、現地視察を行い、幼稚園での園児のけがの現場及び総務課から報告のあった区長会からの要望事項のうち、数か所を見て回りました。

以上で、議会閉会中の総務文教常任委員会の継続調査報告を終わります。

議長 次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の閉会中の報告をさせていただきます。

常任委員長 7月19日、8月23日に会議を開催いたしました。内容は報告書及び資料のとおりでありますので、全体的にどんなふうなことであったかという点で项目的に触れておきたいと思えます。

公害防止協定に基づく協議は4件で、委員会はそれぞれ了承することといたしました。

各課の報告事項についてでございます。

住民生活課からは、神崎郡ごみ処理施設については、施設用地の所有権移転登記が終わり、用地費の支払い、浅野区への地域振興交付金が交付されたことなどの報告がありました。ほか新型コロナウイルス感染症対応支援策の進捗状況報告であります。

福祉課からは、第9期介護保険事業計画への取組が報告されました。巡回バス、サルビア号の新車両ラッピングなどの報告もありました。

ほけん年金課は、令和5年度の食育推進事業についての報告であります。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種、感染状況の報告もありました。

地域振興課は、令和4年度の駅前辻川の観光交流センターの利用状況と収支の報告であります。訪問者が増えております。第34期株式会社もちむぎ食品センターの報告がありました。これは、本議会に報告案件として提出をされております。

農林振興課からは、工事業務委託の進捗状況、アケボノ企画との訴訟は和解に向かっているとのことでありました。

まちづくり課は、工事業務委託の進捗状況、道路不法占用の訴訟の経過報告です。

上下水道課は、工事業務委託などの進捗状況、浄化センター修景施設公園の愛称をさるびあ公園といたしました。

8月23日の委員会では、公害防止協定に基づく協議は2件で、委員会はそれぞれ了承することといたしました。

各課の報告事項です。

住民生活課は、中播消防署の建て替え候補地の報告がありました。大地化成株式会社の塩酸漏えい事故の報告があり、現場の視察を行いました。池等公共スペースへの影響は検査の結果出ていないということでありました。

ほけん年金課では、コロナワクチンの秋冬接種についての問題のほか、スマホでのウォークラリーの計画があります。

地域振興課は、もちむぎ食品センターの第35期第1四半期の報告です。文珠荘の風呂の休止は、10月31日までです。

農林振興課からは、工事業務委託の進捗状況、令和5年度の米の作付料等もち麦の収穫量の報告もありました。アケボノ企画の訴訟は和解に向け、議会での承認の後、10月12日に和解成立させる予定であります。

まちづくり課からは、工事業務委託の進捗状況のほか、不法占有の訴えについての報告であります。和解は難しい状況とのことでありました。

上下水道課からは、工事業務委託の進捗状況、上下水道審議会を10月から始めるとのことです。

福祉課からは、障害福祉計画についての作成スケジュールの報告がありました。以上です。

議長 次、議会広報常任委員会、植岡委員長。

植岡議会広報 議会広報常任委員会から、議会閉会中の継続調査について報告いたします。常任委員長 委員会は、6月28日、7月12日、7月20日、7月26日の4回開きました。

委員会では、議会だより167号の内容について編集を行いました。関心を持って読んでいただけるよう、町民の生活に直結する記事を中心に掲載しました。表紙の写真は、生き生きとした子供の活動を見ていただけるものを選びました。また、より分かりやすく、親しみやすい広報にするため、委員会で協議し地名等はできるだけ小字で表記することに決定しました。

以上で、議会広報常任委員会、継続調査報告を終わります。

議長 次、議会運営委員会、竹本委員長。

竹本議会 議会運営委員会から議会閉会中の継続調査について報告させていただきます。運営委員長 委員会は、6月23日、8月9日、9月1日に開催いたしました。

調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりですが、主な事項について説明させていただきます。

まず、6月23日の委員会です。

委員会では、主に6月定例会の反省と課題の検討について協議し、一般質問通告書を提出後の質問事項等に係る変更の可否等について、議長の判断で決定することにいたしました。また、理事者側の反問権については、福崎町議会基本条例第17条第3項の規定により、議長または委員長の許可を得て発言できることを確認いたしました。

次に、8月9日の委員会です。

委員会では主に8月臨時会の運営について協議し、会期は8月9日の1日間とし、委員会付託を省略して本会議即決とすることを確認いたしました。なお、陳情書については、机上配付とすることに決定いたしました。

次に、9月1日の委員会です。

委員会では主に、9月定例会の運営について協議し、会期は9月8日から9月28日までの21日間とすること及び委員会付託等について確認いたしました。また、福崎町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について協議し、9月28日の定例会5日目の討論採決後に追加上程し、即決とすることを確認しました。また、事故等の損害賠償における個人情報の取扱いについて協議し、継続審議とすることに決定しました。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査報告を終わります。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の継続調査報告を終わります。

日程第2 質疑

議長 日程第2は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。議案によっては複数の質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案第53号につきましては、本日全ての議案に対する質疑を終了した時点でお諮りして、即決したいと思っておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、報告第6号、第34期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について質疑はありませんか。

- 4 番 報告の評価といたしますか、昨年度の比較がずっと出ているんですけど、昨年度はコロナ禍もあってかなり落ち込んでいたと思うのですが、もちむぎ食品センターの、例えば、1日のレストランの入場者数が幾ら以上あったら経営的に安定するとかそういう目標はあるのでしょうか。

地域振興課長 年間で申しますと損益分岐点がございます。年間でいいますと約1億3,300万円を年間の目標という形で、それ以上あれば収益的にプラスという形になっております。

- 4 番 この結果を見て、次のどういうふうな戦略をするかっていうような対策はどの時点で報告されるのでしょうか。

地域振興課長 今回の資料ですね、議案書の10ページに第35期の実施計画ということで上げておりますので、34期の決算書、それから35期の予算額という形で上げております。これ見ていただきますと、それぞれコロナが落ち着いたことによりまして34期よりかは全て100%以上の売上げを目指していくというような状況で考えておまして、売上高も1億3,500万円を目指すというような状況で今年度、目標を立てておるところでございます。

- 4 番 目標の数値は分かったんですけど、それに対する戦略っていうものは、特に決めてはないのでしょうか。

地域振興課長 今年度から、34期から実施しておるんですけども、10月1日から価格の改定を行いまして、売上げの利益率の薄いところをそこで価格改定によりまして上げていこうというのが一つと、それから、機能性表示食品を取得しまして600グラムの精麦を新しいパッケージで、体にいいという形の売り出しで、それも売上げをアップを目指して、この2点で今年度、目標を立てて頑張ってます。

議長 他にございませんか。

- 1 番 資料の3ページなんですけれども、もち麦の在庫量が32期以降この3期間だんだんと増えてきておまして、現在191トンの在庫となっております。これを減らしていくには、どの商品を頑張って作って売っていただくというのが一番在庫がはけるような、そういう感じになっていくんでしょう。

地域振興課長 結果的に191トンと少し在庫を抱えておる状況でございます。精麦が結構この中の量的には出ていくものなので、精麦に力を入れたい。そのために今の機能性表示のパッケージに新しく刷新しまして、それに売上げを貢献していこうという形で頑張っておるところでございます。

- 1 番 ただ、もち麦精麦を力を入れて売っていくということになりましても、それだけではとてもこの191トンはけませんのでね。そういったところ、去年から新たにコーヒーとかいろんなものを何種類かまた新商品として売り出しをされていると思うんですけども、そういったところの売上げを上げていく、それからもっとほかの商品を新たに企画していくそういったところを考えていくというのは、今年度、来年度はどういうお考えなのでしょうか。

地域振興課長 まずは生産調整をしまして、作付の収穫の取れ高を調整していく、そして、在庫量を抑えていくっていうのが一つと、今、言われましたコーヒーとかいうのは、フクミファイバーの関係なので、もちむぎ食品センターに伴います米澤2号については、そういう新たな製品というものはございませんので。

- 1 番 このもち麦の収穫在庫状況の推移っていうのは、これはフクミファイバーは含んでない米澤2号だけの分ですか。

地域振興課長 そのとおりでございます。

- 議 長 その他ございませんか。
- 8 番 この事業報告では、大変コロナもあり、厳しい社会条件の中で大変苦勞されておるといことがよく読み取れます。過去の負の遺産というふうなこともあって大変だと思うのですが、もうかなりの期間もたって頑張っただけですが、そういう中で賞与のカット等を実施をしたということではありますが、働く人々のモチベーションをさらに低めるようなことになりかねないかと思ひまして。皆さん生活かかっておりますから。こういうふうなことが取締役会でどう検討されたのか、特に最大株主としての町は、この件についてどういう意見を述べられたのでしょうか。
- 町 長 経営が厳しいときには、賞与をカットをすることも視野に入れてということで社長のほうから提案がございます。やはり株式会社でございますので、賞与のカットとかそういうところには手をつけたくないというのは、その思ひはあるんですけども、もうかっているときには賞与を上げる。もうかいていないときには、やはり賞与にも手をつけるというようなことが起こっているということでございます。今回は、コロナのこともあったんですが、そういったことを従業員の方に説明をしていただいて、ご理解をいただいて、少し下げさせていただいたということでございます。
- 8 番 私は町としての所見を聞いておるわけでありまして、したがってもう株式会社にしておるんだから、第三セクターだからそこに働いている人たちは、こういう犠牲が伴ってもこれはもう仕方ありませんなというのが、これはもう福崎町長の態度だというふうに基本的に理解してよろしいですか。
- 町 長 私はそうは申しておりません。
- 8 番 そう聞こえました。
- 町 長 働く従業員の暮らしを守っていきたいという気持ちは、持つておるのでございますが、やはり株式会社を持続可能な運営をしていくためには、経営が厳しいときには、従業員の皆様にも一部負担をしていただく、そして、もうかったときには、従業員の皆様にもお返しをしていくそういったことがあることはある面、株式会社として仕方のないことではないかなとこのように思っているということでございます。
- 8 番 この町への返済はかなりの期間だったと思いますが、計画に照らしてどのような返済の進捗状況でしょうか。
- 地域振興課長 これにつきましては、平成20年に町と無利子の貸し付けの金銭消費貸借契約を結んでおります。当初は借入額は、1億1,592万3,687円でございます。それを期間を2053年までに償還すると約束の中で、毎年300万円を返済する、町のほうへ返済するという約束でございました。現在は、償還済額が6,192万3,687円でございます。残りは、5,400万円が償還の残額として残っておりまして、そのうち余裕ができたときには、前倒しで償還していくという中で、現在は2023年の分までが償還済みという形、今、取っるところでございます。だから、残りが、金額でしますと5,400万円になっております。最後の償還年額が、2053年なので、その分残り18年間か、の分が5,400万円という形になります。
- 8 番 利益の上があったときには、繰り上げて、たくさん計画よりもたくさん償還していただいておりますという経過もあったと思ひますね。したがって、現時点で計算すると、この年度で、該当年度で計算をいたしますと、計画よりもプラスして返してもらっておりますということをも含めて考えるなら、職員の賞与のカットまでして返済を優先させるというふうなことまでしなきゃならなかったのか。その点がち

よつと疑問に残ります。計画どおり以上に償還がされておるわけだから、コロナのような状況があったときには、職員の生活を守るということもあってよかったのではないかというふうに私は感じておるといことが1点であります。

それからもう一つお聞かせをいただきたいと思うのですが、この販売店の関係ですが、現在、何店舗ぐらいで販売をしていただいておりますでしょうか。そのうち町内の販売店は、どれだけ個数、あるいは売上高等あるでしょうか。

地域振興課長 販売件数は、全部で114件ございます。町内の売上げにつきましては、1,469万7,000円でございます。町外が、1,668万9,000円でございます。そういう状況で、売上高にしますと販売店3,138万7,000円が合計額になります。

8 番 この会社をスタートさせるときには、農業、商業それぞれ発展させようということで農協商工会、そして、行政の福崎町ということにかかったわけでありまして、その意味では福崎町の商店が販売することによって、あるいは料理、飲食業者がこの調理提供等によって、どんどん営業してもらって、もうけてもらうということが必要ではないかというふうに、そのことが目的だったというふうに思います。そういう面からいけば、ライフとか、その他の大型店舗を除けば、町内の商店の状況、あるいは料理、飲食業者がどのぐらいの店舗が福崎町のもち麦を利用して活動しておられるか、営業しておられるかというふうな状況を把握しておられるでしょうか。

地域振興課長 ちょっと詳しいところまでは、把握ができてませんけれども、地域活性化を込めて、地域特産のもち麦を販売していくというのがもちむぎ食品センターの狙いですので、それは十分把握、視野に置きながら、販売戦略を組んでいるところでございます。

8 番 佐用とか美作のほうに行きますと、ホルモンうどんというふうな形で旗がいっぱいどこの店舗にも立っておりますね。福崎町にもち麦に関する料理を食べさせるようなところが、そんなに旗が立っているかというのと、そんなに多くありません。粉ですから、粉ものにも利用できるし、何でも利用できるわけですから、もっとそれらが利用できるようにすべきではないか。もちむぎ食品センターが、そういう料理用のレシピを開発するそういうセンターになって、そうして町内の飲食業者にこういう形で作って、売ってください、もうけてくださいということで提供するということになれば、もちむぎ食品センターが福崎町の商業中心の、商業発展の中心になって、そこに福崎町の負担もあっても、それは福崎町の商業振興史としての負担になると、役割があるということ、これは僕はもう昔からずっとそのことを言ってきたわけです。今のところでは、取りあえず黒字にせないかんへの努力というふうなこともあって、そのことだけに目が向かずに、町内全体の商工、商業の発展という格好にしていけば、そうすれば生産のほうもどんどん上がってくんじゃないかというふうに、そんな方向になると思うんですよ。

今これだけもち麦の効用が強調をされております。県内でもたくさんもち麦の栽培等も増えていっており、全国でも増えていっております。そういう状況の中で、生産状況、その他も横ばい状況であるというふうなことは、もう1個考えるべきではないかというふうに思います。農業、商工業を中心にした発展の状況ということで、改めてもう一度、初心に立ち返った検討がされてもよろしいのではないかと思います。そのための福崎の農業、商業発展の拠点としての活動を食品センターが行う、もちむぎのやかたが行うということであれば、農業、商業の振興史という形での補給やったら当然あり得るわけですからね。

いや、僕は今、言っとんじゃないですよ。昔からこのことをこの場でも言うと

んです。そういう原点にもう一遍立ち返った形での検討をしていただきたいと思います
っておりますが、町長の見解をお聞きしておきます。

町 長 ありがとうございます。大きな観点からいえば今、小林議員がおっしゃったよ
うなものの考え方で進めていくことは大変重要であろうと思います。そのように
今のお話も聞かせていただきました。一時は、もち麦も非常に盛り上がりまして、
町内の各店舗でもいっぱいもち麦商品を出そうというお店があったように思いま
す。今はそれが徐々に、やはり減ってきているそんな感じもいたしますので、今
おっしゃったようなこと原点に立ち返って、もち麦を使ったお料理を提供してい
ただけるようなお店を増やしていく、そういった努力をしていく必要があるとい
うふうに思ったところでございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第7号、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
質疑はありませんか。

3 番 審査意見書の一般会計特別会計基金運用状況のところの19ページのところ
で、財政援助団体等についてというところなんですけど、この補助金等の財政的援助を
与えている団体については、おおむね適正かつ、その目的に沿って執行されてい
ると認めましたというようなんですけども、このおおむねという表記がよう分か
りませんので。

それとコロナの影響があって、計画どおり事業が実施できてなくて、できずに、
やむを得ずというんですか、補助金の額よりも繰越額が大きくなっている事業も
ありますということでございますので、そこらのことをちょっと詳しく教えてい
ただきたいと思います。

議 長 暫時休憩します。

◇

休憩 午前10時05分

再開 午前10時05分

◇

議 長 会議を再開します。

それでは、牛尾議員、今の質問は取り消しさせていただきます。

それでは、他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第53号、教育委員会委員の任命について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第54号、兵庫県町土地開発公社の解散について質疑はありません
か。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

議案第55号から議案第61号までの議案は、決算認定についての議案であり
ます。質疑は大綱にとどめ、詳細な点については委員会の質疑をいただきますよ
うお願いいたします。

それでは、議案第55号、令和4年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定につい
て質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次に、議案第56号、令和4年度、福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。
- 8 番 国民健康保険でしたね。
- 議 長 はい。
- 8 番 この部分、福祉医療の関係で国民健康保険に国からの費用が罰則として減らされるという話がありますが、この該当年度分でどれだけの金額になってきておるのでしょうか。
- 議 長 暫時休憩します。

◇

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

◇

- 議 長 会議を再開します。
- 答弁が、後でということによろしいですか。今できますか。
- 8 番 毎回、福崎町では、2,000万円を超える金額であったというふうな報告があったというふうに記憶をしておるんですが、これ自体が大変けしからんことでありまして全国知事会やその他地方6団体もこの廃止、なくすように国に要求を繰り返してしておるところであります。福崎町が独自で子ども医療費を無料化していくというふうなことも含めて、自治体独自の、福崎町独自の施策を行ってきておるわけでありまして、そういうふうな独自施策ということになりますと、国保に国からの交付金で減らされた分については、福崎町から、一般会計から国保に対する補填というのは、きちっとされておるのでしょうか。
- ほけん年金課長 その分につきましては、一般会計、その分につきましては、一般会計のほうから補填をさせていただいております。
- 8 番 それから、県営化の方向になってから国保料が非常に高くなってきたというふうに思います。この年度でも、あるいは5年度でもそうだと思いますが、中播磨管内で一世帯当たり、1人当たりの保険料が最も高いという状況になってきております。なぜこんな状況になってくるのか。住民からすれば市川町などに比べて福崎町は工業団地等がたくさんあって、収入があるはずだというふうに思っているのに、何で福崎町だけがこんな高いんだというふうな形での声になってまいります。その点については、どういう経過でなってきたのか、所見をお伺いしたいと思います。
- 町 長 私は、保険料率が高いというよりも、福崎町の所得が、国保に入られている方々の所得が、市川町、神河町、姫路市さんよりも高い、その状況がこういう結果になっているとこのような認識でおります。
- 8 番 この資料にありますように、国保加入者の所得状況を見ますと、本当に低い状況です。もう所得ゼロの方が40%近く、もう所得、年間所得100万円以下で圧倒的多数を占めるというそんな状況であります。
- そんな中で、一世帯当たりでこれだけの金額というのは、かなりの負担になってまいります。他の保険に比べて非常に高いということはよく理解されておると思うんです。そういうことで、なっております。県営化になったときには、持っている基金を使って、県営化によって値上げが上がっていく分を、基金を使って3年間ぐらいで調整していくんだと、基金使うんだというふうに言われていたわけですね。ところがこれ55号の決算資料の10ページだと思っておりますが、こ

ここに基金残高というのが出ておりますが、国保についても、介護保険についてもですか、国保については、基金残高がもう増えていっております。毎年返さなきゃならん分が計上されておるとはいえ、それはもう毎年のごとで、ありますから。実態上は県営化されたときの基金を使って、激変緩和措置をやるという、そのことが果たされていないということになっていると思うんですね。

そういう意味からいえば、いつも私が言っております安定経営のために、予算のときの費用見積もりを高くやって収入を若干低く見ておいて、結果として保険料が高くなる、結果として金が残るといふそういう結果になってきておるといふふうに思うんです。県営化されてから今日まで福崎町の保険料1世帯当たり、1人当たりで幾ら上がりましたか。ご存じですか。かなり上がっておるといふふうに思うわけでありまして。そういう意味から、もっと住民の生活、国保世帯等の生活実態を見た上で考えるべきだといふふうに思います。これ以上言いますと意見になりますので、以上です。

町 長 私も国民健康保険の税率のことは気にしております、近年上げていないといふふうに、私自身はそのような認識であります。

基金がたまっているのではないかと今おっしゃいましたですけれども、たまたまそういった結果になったんですが、今後、県営化になりまして料率が上がっていくことが見込まれてまいりますので、そのときに平準化するように使いたいといふふうにも思っておりますし、今、持っております基金の残高ですね、これは兵庫県下の市町村の中でも最も低いほうの金額になっておりますので、潤沢に持っているといふような状況ではございませんので、この場で報告をさせていただきます。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第57号、令和4年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

8 番 資料によりますと、1人当たりの医療費支弁額が県下の状況の中で福崎町の場合は低い水準のほうになる。押しなべて農村地域のほうが低い状況にあるという傾向は、もう前々から変わらないと思います。その差は1人当たりでいえば非常に大きな金額です。なのに、保険料が一つという、一つに一本化された保険だから一本ですが。これらについては、もう少し考えられるべきではないかと思うのですが、そういう議論は全くされていないのか等についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから県の会計は、現在どういう状況になっておるのか説明をお願いしたいと思います。

ほけん年金課長 県下の市町で医療費の1人当たりの金額について差があって、そのことに対して議論がなされていないかという質問についてですが、広域のほうでどういった議論がされてるかはちょっと把握できてないところもありますが、兵庫県内の医療費というのが全国的な、何ていうんでしょう、各県ごとに医療費の差が各市町でどれぐらいあるかっていうのと兵庫県内で各市町にどれぐらい差があるのかっていうのを比べたときに、兵庫県内はそんなに医療費の差はないほうであるといふような話を私、聞いたことがございます。県下で一つの保険料になっているところではありますけれども、それは全国的なものでして、医療費に差があるのは事実であります、そこまでの議論には至っていないのかなと思います。

ちょっと広域のほうというのが、ちょっと私のほうでは説明ができないところ

です。

以上です。

8 番 県下の、これ一本ですから、全くもう統一、一本の会計ですから、県の会計の状況もここに出されておるんですかね。ちょっと説明を願えたらというふうに思ったんですが、議員さんいらっしゃいますから、説明できません。

ほんで、この制度ができたときには医療費の1人当たり、医療費の低い水準のところは、若干の措置がしてあったと思うんですね。それ今ではどなっておるのかというふうに思うんですよ。高いところは103万円、1人当たりね。福崎町の場合83万円でしょ。そういう状況からいえば、もうこういう状況ずっと続いておるわけです、最初からね。保険料だけが同じ比率です。もう皆さんも75歳になられて後期高齢者保険料がかかってくるようになってびっくりされますわ、きっと。この中に75歳以上の方が何人おられるかというのと別にいたしまして、大分高いです。収入に対してね。そういう意味からと思います。

それから福崎町でも各村でふくろう体操をやったりいろんな取組をやって健康診断もやって、そうして健康づくりに取り組んでおるわけで、そんな意味からいえば、田舎ほどこうしたことの結果が上がりやすいというふうなことでもあると思うんですね。そんな意味から、そういう努力もしておるわけですから、こういう結果に対して保険料の統一というのは、いかにかなというふうに思っておるんですが。いつもそういうことを言うておるんですが、組合、議会でそういう議論が反映をしてもらっておるのかどうかその点も含めて、お願いをしたいと思います。

副 町 長 後期高齢者医療広域連合の議員として私が上がっております。このたびの決算議会につきましては、所管の委員会とかぶりましてのでちょっと欠席をしておりましたので、その日の状況は把握をしておりませんが、今ご指摘されているような意見は、この広域連合の中では、もうされてないと思います。当然もう、県下統一の保険料ということはもう決定されてるわけですね。

例えば、1人当たりの医療費が、郡部のほうが安いと言われますけれども、3ページのこの資料を見ていただきましたら、これ4年度、1人当たりの給付費が出てますね。例えば、南あわじ市とか、淡路市なんてもうトップレベルですね、これ。医療水準がどうなのかっていったら、神戸のほうが高いと思いますけれどもね。こういった事情もあるわけですね。

保険料にしましても、あくまで平均で議論するのは、私はちょっとどうかと思います。当然、平均しますと所得の高い人の保険料も含めての1人当たりの平均になってしまうわけですね。例えば、一定の所得の方が各市町で一体どれだけの保険料になるのかという数字を見なければ、その議論はちょっとおかしいと思っております。

8 番 8 番 そういう答えが多分、返ってくるんだろうということは想定はしておりますけれども。それでもね、医療費を少なくするための健康でいようとするそういう努力も、やっぱり認めるようになってもらわなきゃなんののではないかというふうに私は思いますよ。当初はそういうふうな措置がしてあったわけですね。

この県の全体の会計は、今どんな状況なんでしょうか。

議 長 質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。

再開を10時45分、40分やね、40分といたします。

◇

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分



議 長 会議を再開いたします。

ほけん年金課長 国民健康保険の件で回答できなかった分についてです。まず地方単独波及分の金額ですが、約2,700万となっております。それから、後期高齢のほうの県の決算の状況ですけれども、4年度末の基金残高が約210億です。令和4年度、5年度の保険料を決める際には、その前に基金にありました約200億を投入して、保険料を抑制するというようなこととしてきた経緯があります。

以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第58号、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第59号、令和4年度福崎町水道事業会計決算認定について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第60号、令和4年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第61号、令和4年度福崎町下水道事業会計決算認定について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第62号、令和4年度福崎町下水道事業剰余金処分について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第63号、福崎町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

4 番 空き家等の条例の変更の点がちょっとややこしくて、ちょっと確認なんですけど、今までも空き家等の管理する方にいろいろと指導とかされてきたと思うんですけど、このたびの改定では、指導に応じていただけない場合で緊急性があつて災害というか、のときに倒壊のおそれがあると判断した場合は、町が再三の勧告にも従っていただけない場合は、町が空き家等を処理をして、その費用を持ち主に請求するということが大きな変更点でしょうか。

まちづくり課長 このたびの改正点は、資料の1ページの中段に書いていますように、主に三つでございまして、今、議員が言われましたようなことは、特定空家であれば町が勧告、それから空き家の対策の会議がありますので、そこに諮ってからそういう撤去命令とかをすることはできるというものでございました。このたびは今、言われましたように、緊急時にそういった処置を踏まずにできるというのも改正の一つですし、あともう一つが、今までは非常に危険な特定空家と呼ばれるものだけにそういった指導勧告をしていたんですが、そうなる前に放置すれば将来、

特定空家になるおそれがある空き家、これを管理不全空き家という名前をつけて、そちらについても指導勧告することができるといったことが主な改正内容でございます。

4 番 それで処分をもし緊急性があるときに町がして、料金をもし支払っていただけなかったような場合は、もう裁判とかになるんでしょうか。

まちづくり課長 それは今までと同様でございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第64号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第65号、損害賠償等請求事件の和解について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第66号、令和5年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、はい、すみません。

1 番 新規の事業として資料の2ページで播州秋祭り体験と妖怪土産開発事業というふう新しい事業の概要があるんですけども、この特に祭りのところでインバウンド向け播州秋祭り体験等モニターツアー、ここで屋台担ぎっていうのが出てくるんですけども、全然慣れてない方に屋台担ぎの体験をしていただくというのは、面白いことは面白いんでしょうけれども、事故があったときの対応についてはどのようにお考えなんでしょうか。

地域振興課長 これにつきましては、旅行会社に委託しまして、旅行会社の中でのコンテンツの一部になっておりまして、そこが、旅行会社のほうが保険等をかけた中でツアーを組む、その人に参加してもらって。福崎町代表的な秋祭りありますので、それを、その体験をインバウンドの方にさせていただいて、福崎町の魅力を発信する。インバウンドを町内に呼び込むというような形の中で、一つのツアーとして、その中の保険、事故のときについては、旅行会社が持つ、管理するという形になります。

1 番 実施体制としては、福崎町が事業主体というふうにあるんですけども、今、課長が言われとんは、そしたら観光会社が、観光社がもう全部そちらに丸投げをするということていくということなんですね。

地域振興課長 この全体の総事業の中は、町が主体、事業主体でやりますけれども、そのコンテンツ、今の体験につきましては、町からそういうところに委託をするっていう中の一つのコンテンツツアーとなります。

1 番 けがないことを祈るんですけども、あとは旅行者任せということで、そしたらお願いいたします。

議 長 他に質疑はありませんか。

8 番 1点だけお願いします。この起債の関係ですが、これは交付税算入、償還がですね、算入になる分でしょうか。

企画財政課長 上水道出資債のことでしょうか。両方、上水道の出資債については50%交付税算入があります。もう一つの分は、30%の交付税算入となっております。

- 議 長 よろしいでしょうか。
他にございませんか。
- 4 番 事項別明細書いうのかな、14ページで社会福祉協議会への補助金で、説明で6か月間の見守り弁当の無償化のために補助をするというふうに聞いたんですけど、これは何人分を想定しているのでしょうか。
- 企画財政課長 月、延べ223人の200円掛ける6か月の27万円となっております。
- 議 長 よろしいでしょうか。
他にございませんか。
- 4 番 24ページの福崎町PR動画作成について、そのPR動画は、できた後どのように利用するのでしょうか。
- 地域振興課長 例えば、イベントの中で、そういうテレビとかそういうのが置いてあるところでは流していきますし、それからそれぞれの市街地なんかで、そういうモニターが置いてあるところについては、そういうモニターの中に登場してもらうように申し出をするとかいう形で全国発信。それから、SNSの中でも発信しますし、ユーチューブの中でも発信していくというような形でございまして、町の魅力を発信していきたいと考えております。
- 議 長 他にございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第67号、令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について質疑はありますか。
- 8 番 この標準化業務委託料ですが、これ法的に取り組みざるを得ないということになってくると思うんですが。取りあえず財政調整基金からの繰り入れで本予算の分は賄っていこうということですが、これは後々、国庫から交付されてくる、返ってくるというふうに考えてよろしいでしょうか。
- ほけん年金課長 資料の3ページの左側3の財政的支援のところに記載しておりますが、今回の作業につきましては、3の表の上の四角の部分、データ移行運用設計の部分に当たりますので、予定の範囲、予定ではございますが、来年度の特別調整交付金が返ってくるものと考えております。
- 議 長 他に質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。
次に、議案第68号、福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。
以上をもって、本定例会に付議されました全ての報告及び議案に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

- 議 長 日程第3は、討論・採決であります。
この際、お諮りいたします。
議案第53号、教育委員会委員の任命については、委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第53号については、本会議において、即決することに決定いたしました。
それでは、討論・採決を行います。
議案第53号、教育委員会委員の任命について討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第53号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第53号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4 特別委員会の設置

議 長 日程第4は、特別委員会の設置であります。
本件を議題とし、お諮りいたします。
議案第55号から議案第61号までの計7議案は、令和4年度の一般会計をはじめ特別会計及び企業会計の決算認定についてであります。
令和4年度の各会計の決算認定議案につきましては、議長及び監査委員である石川治議員を除く12名の議員をもって構成する決算審査特別委員会を審査終了まで設置したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
各会計の決算認定につきましては、決算審査特別委員会を設置し、この委員会で審査することに決定しました。
重ねてお諮りいたします。
ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、福崎町議会委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮り、指名することとなっております。
よって、議長が指名することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
それでは指名いたします。2番、竹本繁夫議員、3番、牛尾雅一議員、4番、大塚記美代議員、5番、吉高平記議員、6番、植岡茂和議員、7番、宇崎壽幸議員、8番、小林博議員、9番、河嶋重一郎議員、10番、松岡秀人議員、11番、城谷英之議員、12番、富田昭市議員、13番、三輪一朝議員、以上12名を指名いたします。
ただいま指名いたしました議員12名を決算審査特別委員会委員とすることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました12名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、特別委員会の委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により委員会において互選することになっておりますので、委員会において互選をお願いいたします。

日程第5 委員会付託

議 長 日程第5は、委員会付託であります。

議案第54号から議案第68号まで、それぞれの委員会に付託いたします。

議案第54号は、総務文教常任委員会に、議案第55号から議案第61号までは決算審査特別委員会に、議案第62号及び議案第63号は民生まちづくり常任委員会に、議案第64号は総務文教常任委員会に、議案第65号は民生まちづくり常任委員会に、議案第66号は総務文教常任委員会に、議案第67号及び議案第68号は民生まちづくり常任委員会に、以上のとおり付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会は7件、総務文教常任委員会は3件、民生まちづくり常任委員会は5件、以上15件をそれぞれの委員会に付託いたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、本定例会2日目の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の定例会3日目は、9月26日火曜日、午前9時30分から再開いたします。お疲れさまでした。

なお、決算審査特別委員会の委員におかれましては、この後、11時10分から第1委員会室にご参集ください。

散会 午前10時58分